



平成 26 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 日 本 水 産 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長執行役員 細見典男
コード番号 1332
問合せ先 経営企画 IR 室長 根本 喜一
(TEL. 03-3244-7490)

当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 21 年 6 月 25 日開催の第 94 期定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、当社及び当社企業グループ（以下「当社グループ」といいます。）の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らし、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、「当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、平成 23 年 6 月 28 日開催の第 96 期定時株主総会において、同対応策につき、所要の変更を行ったうえで継続することについてご承認いただいております（以下、変更後の同対応策を「旧プラン」といいます。）。

旧プランの有効期限が、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 99 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結時をもって満了を迎えるにあたり、当社は、平成 26 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 30 日付企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及びその後の情勢変化等を踏まえ更なる検討を加えた結果、基本的内容については旧プランと同一であります。以下【主な変更内容】に記する所要の変更を行い、本定時株主総会に付議し、株主の皆様のご承認を得ることを条件に、「当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を、有効期間を平成 29 年 6 月開催予定の定時株主総会の終結の時までとして継続することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本プランにつきましては、社外監査役 3 名を含む当社監査役 4 名全員は、本プランが適正に運用されることを条件に異議がない旨の意見を述べております。

なお、平成 26 年 3 月 31 日現在における大株主の状況は、別紙 1 に記載のとおりであります。また、本日現在、当社が特定の第三者から大規模買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

【主な変更内容】

- (1) 中期経営計画の内容を現経営計画に変更しました。
- (2) 買付者等に対する情報提供について、取締役会検討期間の限度を変えずに当社取締役会が追加情報提供後に再度追加情報が必要な場合は再度情報提供要請ができることとしました。
- (3) その他日付等の変更を行いました。

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）

上場会社である当社の株券等については、株主をはじめとする投資家の皆様による自由な取引が認められていることから、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきものであり、特定の者の大量取得行為に応じて当社株券等を売却するか否かについても、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えております。

その一方で、会社の取締役会の賛同を得ずに行う企業買収の中には、①重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、②買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、③被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、④買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、⑤当社グループの持続的な企業価値増大のために必要不可欠なお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係を破壊するもの、⑥当社グループの技術と研究開発力、グローバルネットワークによる水産物のサプライチェーン、安全・安心な商品・サービスの提供など当社グループの本源的価値に鑑み不十分または不適当なもの、など当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反するものも想定されます。

当社としては、大量取得行為をおこなう者に対して、大量取得行為についての株主の皆様の判断のために必要かつ十分な情報提供を求めること、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために大量取得行為者と交渉等を行うこと、などを可能にする本プランを継続することが、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要と考えております。

二 「基本方針」の実現に資する取組み

当社では、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして次の施策を既に実施しています。

1. 中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、創業 100 年を迎えた平成 23 年に向けて平成 18 年度より中期経営計画である「新 TGL－True Global Links－計画」をスタートし、より広くより効率的に世界のパートナーと連携して水産資源をお客様の価値に変換する領域で最大限のシナジーを創り出すため、メーカー機能をコアとした高収益の事業構造を確立する活動を推進してまいりました。

平成 24 年度以降は、次の 100 年につなげるため「今こそニッスイの原点に帰ろう。」という考え方を中心にすえて、今後の生活シーンや消費構造の変化に対応し、当社および当社グループとしての機能を発揮して世界のお客様の期待に応えていくことをポイントとした「中期経営計画 2014（MVI P）」を推進しております。

「中期経営計画 2014（MVI P）」の経営の基本方針は以下のとおりです。

【「中期経営計画 2014（MVI P）」経営の基本方針】

私たちは、水産資源の持続的利用と地球環境の保全に配慮し、水産物をはじめとした資源から、多様な価値を創造し続け、世界の人々のいきいきとした生活と希望ある未来に貢献します。

〈5つの基本戦略〉

- i. お客様にお役立ちできる既存の事業やカテゴリーを磨き続ける。
- ii. お客様の変化にお応えできる新しいカテゴリーをご提案し続ける。
- iii. 既存の漁業、養殖に買付けも加えた資源アクセスの強化。
- iv. バリューネットワークへの進化と高度化。
- v. グループ内外との協働を強化し国内外への販売力を強化する。

〈3つのお役立ち〉

- i. 生活シーンに入り込んだ機能価値を創造しご提案していきます。
- ii. 環境・社会との共生を更に深め、また、様々な情報を積極的に発信してまいります。
- iii. 食だけでなく、お客様の心と身体へのやさしさもご提案していきます。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社グループ全体の継続的な企業価値向上を具現化していくためにはコーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、重要な戦略を効率的かつ迅速に決定、実行していく業務執行機能と、業務執行に対する監督機能を明確化し、経営における透明性を高めるための各種施策の実現に取り組んでおります。

具体的には、株主の皆様に対する取締役の経営責任を一層明確にするため、平成18年6月28日開催の第91期定時株主総会において取締役の任期を2年から1年に短縮し、平成21年6月25日開催の第94期定時株主総会では取締役総数を20名から10名に削減し（内社外取締役2名を選任）、総会終了後に執行役員制度を導入しております。

三 本プランの内容

1. 本プラン継続の目的

本プランは、上記一、記載の基本方針に照らして、当社の株券等の買付等（下記2.（1）において定義されます。）が行われた際に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様に対する当社経営陣の計画や代替案等を提示し、また、株主の皆様によって買付者等との交渉等を行っていくことで、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的にしています。

なお、平成26年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況」のとおりです。

2. 本プランの内容

本プランの内容は以下のとおりであります。本プランに関する手続の流れにつきましては、別添にその概要をフローチャートの形でまとめておりますので、併せてご参照ください。

（1）対象となる買付等

本プランは、以下の①若しくは②に該当する行為若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められた手続に従っていただくこととします。

- ①当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が 20%以上となる買い付けその他の取得
- ②当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(2) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める必要情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付し、その旨を速やかに情報開示します。

当社取締役会が、当該買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると合理的に判断する場合には、当社取締役会は 5 営業日以内（初日不算入）に買付者等に対し回答期限を定めた上で追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合には、買付者等においては当該期限までにかかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。買付者等が回答期限に当社取締役会が求めた追加情報を提供できない場合は、回答期限から 10 営業日（初日不算入）に限り、提出期限を延長することができます。

また、買付者等から提供された上記追加情報では不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合は、当社取締役会は再度追加情報を請求することができます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（それぞれの名称、代表者及び役員、沿革、事業内容、資本構成、財務内容、その他の経理の状況、並びに買付者等のグループ内における相互の関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係の概略を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性を含みます。）
- ③ 買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や買付者等が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も

*引用法令の改正があった場合、引用法令条項は、改正後において本プランの引用法令各条項を承継する法令の条項に読み替えるものとします。

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される保有者をいい、金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。②において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)

- ④ 買付等に要する資金の調達方法、調達先の概要
- ⑤ 買付者等及びそのグループによる当社の株券等の過去の売買状況の詳細
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、顧客、その他の当社利害関係者に対する処遇・取扱方針の具体的内容
- ⑦ 支配権取得又は経営参加を買付等の目的とする場合には、買付等の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等に関する計画
- ⑧ 純投資又は政策投資を買付等の目的とする場合には、買付等の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付等を行う場合には、その必要性。
- ⑨ 買付等の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及び理由
- ⑩ 買付等に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡及び権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑪ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(3) 取締役会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・意見形成

① 取締役会検討期間の設定等

当社取締役会は、買付説明書に対する評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を当社取締役会が最初を買付説明書を受領した日を開始日とし、大量取得行為の評価等の難易度に応じ、原則として、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付による大量取得行為の場合には 60 日間、その他の大量取得行為の場合には 90 日間（いずれの場合も初日不算入）として設定します。但し、当社取締役会が買付者等に対して追加情報を要請した場合は、追加情報を受領した日から開始するものとします。なお、再度追加情報を要請した場合であっても、この 60 日または 90 日の期間は、最初に追加情報を受領した日から開始するものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間中に買付者等の提供する必要情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該買付者等及び当該買付等の具体的内容並びに当該買付等が当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討します。

また、必要に応じて、買付者等との間で買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として株主の皆様に代替案を提示することもあります。

② 株主意思確認手続又は独立委員会への諮問手続の選択

当社取締役会は、取締役会検討期間中に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について、株主意思確認手続を実施するか、又は、独立委員会に諮問するか、等について i)、ii)、iii) の判断基準に従って決議するものとします。

i) 当社取締役会は、買付者等による買付等の内容等の諸般の事情を考慮の上、下記(10)

「本新株予約権の無償割当ての要件」①、②又は③のいずれかに該当することが明らかであり、本新株予約権の無償割当てを実施すべきと考える場合には独立委員会への諮問を決議します。

ii) 当社取締役会は、買付者等による買付等の内容等が i) には該当しないが、下記(10)「本新株予約権の無償割当ての要件」④または⑤に該当し、本新株予約権の無償割当てを実施すべきと考える場合には株主意思確認手続きを採用することを決議します。

iii) 当社取締役会は、取締役会検討期間中に、買付者等による買付等により当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれがないと判断した場合には、当社取締役会は速やかに本新株予約権の無償割当ての不実施を決議します。

(4) 情報開示

当社取締役会は、買付者等から買付説明書が提出された事実、取締役会検討期間を設定した事実及び必要情報の概要その他の情報のうち、取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(5) 株主意思確認手続

上記(3)②ii)に従い、当社取締役会が株主意思確認手続の実施を決議した場合には、株主意思確認総会における株主投票を実施します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

株主意思確認手続を行う場合には、当社取締役会は速やかに投票権を行使できる株主の皆様を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定め、公告いたします。

株主意思確認手続において投票権を行使することができる株主の皆様は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

投票基準日は、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。

株主意思確認総会における株主投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準じて賛否を決するものとし、当社取締役会は決議の結果に従い、その決議の日から10営業日以内（初日不算入）に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、株主意思確認手続を実施する旨の決議を行った場合、当社取締役会が株主意思確認手続を実施する旨を決議した事実及びその理由について、また、株主意思確認手続終了次第その結果の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(6) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

当社は、当社取締役会が株主意思確認手続によらず本新株予約権の無償割当てを実施すると判断した場合の合理性及び公正性を担保するために、別紙2に記載する独立委員会規則に従い、当社の社外取締役及び社外監査役並びに社外の有識者で構成される独立委員会を設置することとします。

本プランの独立委員会の委員の氏名及び略歴は別紙3のとおりです。

当社取締役会は、上記(3)②に従い買付者等による買付等の内容等の諸般の事情を考慮の上、

下記(10)「本新株予約権の無償割当ての要件」①、②又は③のいずれかに該当することが明らかであると判断する場合には、独立委員会に本新株予約権の無償割当ての実施について諮問します。

この場合には、独立委員会は、取締役会から買付者等の買付説明書の提供を受けるのみならず、買付者等に対して買付等の内容に対する意見、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができるものとします。また、独立委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。

買付者等は、独立委員会が検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合（当社取締役会を通じた場合も含む。）には、速やかにこれに応じるものとします。

（7）独立委員会の勧告

上記（3）② i）に従い当社取締役会が独立委員会に本新株予約権の無償割当ての実施について諮問した場合には、独立委員会は取締役会検討期間終了までに、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記 a. b. c. に定める勧告をした場合その他独立委員会が適切と判断する事項がある場合には、独立委員会は、当該勧告を行った事実及びその概要その他の独立委員会が適切と判断する事項について、当社取締役会を通じて速やかに情報開示を行います。

独立委員会の判断が当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

a. 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等により当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合、具体的には買付者等による買付等が下記（10）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件①、②若しくは③のいずれかに該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記(11)「本新株予約権の無償割当ての概要」⑥において定義されます。）の前日までの間、（本新株予約権の無償割当ての効力発生時前は）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（本新株予約権の無償割当ての効力発生時以後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記（10）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でないと認められることとなった場合

b. 本新株予約権の無償割当てについて株主意思確認手続の実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(10)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件①、②若しくは③のいずれにも該当しないと判断した場合には、取締役会検討期間の終了までに、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てについて株主意思確認手続を実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当てについて株主意思確認手続の実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(10)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件①、②若しくは③のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することについての新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

c. 取締役会検討期間の延長の勧告

独立委員会が、当初の取締役会検討期間の終了までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は株主意思確認手続の実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会はその決議により、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、取締役会検討期間を1回に限り30日を限度として延長の勧告をすることができ、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、取締役会検討期間を30日を限度に延長する決議を1回に限り行うことができるものとします。

当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその期間が必要とされる理由について、適時適切に情報開示を行います。

(8) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会による上記勧告を最大限尊重し、勧告の日から10営業日以内(初日不算入)に、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は株主意思確認手続の実施等(本新株予約権の無償割当ての中止等を含みます。)に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(9) 情報開示

当社取締役会は、取締役会検討期間中に、当社取締役会が独立委員会への諮問を決議した事実とその理由、当社取締役会が独立委員会に代替案(もしあれば)を提示した事実(必要に応じて当該代替案の内容を含む。)、独立委員会の勧告の内容、及び当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施等に関する決議を行った事実その他の情報のうち、当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに情報開示を行います。

(10) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等により当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合、具体的には、買付者等による買付等が以下のいずれかに該当する場合であって、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合には、株主意思確認手続の結果又は独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会決議に基づき、本新株予約権の無償割当てを実施するものとします。

① 上記(2)(3)に定める情報提供、取締役会検討期間の確保その他本プランに

定める手続を遵守しない買付等である場合

- ② 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ア) 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ウ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - オ) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- ③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ④ 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- ⑤ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な従業員、顧客、取引先等との信頼関係が毀損又は阻害されること等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(11) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

① 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する自己株式の数を控除します。）に相当する数とします。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様に対し、その所有する当社株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）

1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、当社普通株式1株とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円とします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者⁹、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者¹⁰、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(V) 上記(I)から(IV)までに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI) 上記(I)から(V)までに該当する者の関連者¹¹（(I)から(VI)までに該当する者を以下「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記⑨のとおり、当社による当社株式を対価とする

⁹ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

¹⁰ 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

¹¹ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

⑧ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

ア) 当社は、上記(7) a. i)及びii)の場合は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

イ) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のものを全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとします。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(12) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に導入されるものとします。本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の承認が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会における承認の趣旨に反しない場合、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び(変更等の場合には)変更等の内容その他の事項について、速やかに情報開示を行います。

(13) 株主の皆様等への影響

① 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、

株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

② 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、行使期間内に、金銭の払込みその他下記③「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、当該手続を行わなかった株主の皆様の保有する当社株式に係る法的権利及び経済的価値が希釈化されることになります。また、当社は、下記③「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合には、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の経済的価値の希釈化は生じませんので、権利確定日以降に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権それ自体の譲渡には当社取締役会の承認を要することとされているため、本新株予約権の無償割当てに係る権利確定日以降、本新株予約権の取得又は行使の結果、株主の皆様が株式が交付される場合には、その交付手続きが終了するまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

③ 本新株予約権無償割当ての手続

ア) 割当期日の公告

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。

この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様が本新株予約権が無償にて割り当てられます。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

イ) 株主の皆様による本新株予約権の行使手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、

原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含むものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、当社株式1株当たり、1円を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式が発行されることになります。

ウ) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

四. 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 本プランが「基本方針」に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

2. 本プランが株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、本プランが、当社株主の皆様の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとしています。

(2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、株主の皆様の意思を反映させるため、本定時株主総会において議案としてお諮り

する予定です。

また、上記三 2. (5)「株主意思確認手続」記載のとおり、当社取締役会は買付者等による買付等の内容等の諸般の事情を考慮の上、上記三 2. (10)「本新株予約権の無償割当ての要件」①、②若しくは③のいずれかに該当することが明らかである場合を除き、本新株予約権の無償割当ての実施についても株主意思確認手続を経ることとしており、株主の皆様の意思を確認することができます。

さらに、上記三 2. (12)「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の承認がなされた場合、または、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の承認がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には当社株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除するために独立委員会を設置します。

(4) 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、毎年の上記取締役の選任を通じて本プランにつき株主の皆様の意思を反映することが可能です。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記三 2. (12)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会の決議により廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

当社の大株主の状況

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

氏名又は名称	当社への出資状況	
	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に對 する所有株式数 の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	16,837	6.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	14,561	5.2
株式会社みずほ銀行	10,650	3.8
持田製薬株式会社	8,000	2.8
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシ ー) サブ アカウント ノン トリーティー	5,713	2.0
株式会社損害保険ジャパン	4,625	1.6
中央魚類株式会社	4,140	1.4
みずほ信託銀行株式会社	3,650	1.3
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019	3,612	1.3
ニチモウ株式会社	3,240	1.1
計	75,031	27.0

(注) 1. 三井住友信託銀行株式会社から平成 26 年 4 月 4 日付で提出された大量保有報告書により、平成 26 年 3 月 31 日現在で同社を含む 3 社が共同保有として 13,851 千株 (5.00%) を保有している旨の報告を受けているが、平成 26 年 3 月 31 日現在における所有株式数が確認できないので、上記大株主の状況には含めていない。

2. 野村證券株式会社から平成 26 年 4 月 4 日付で提出された大量保有報告書により、平成 26 年 3 月 31 日現在で同社を含む 3 社が共同保有として 13,987 千株 (5.05%) を保有している旨の報告を受けているが、平成 26 年 3 月 31 日現在における所有株式数が確認できないので、上記大株主の状況には含めていない。

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、
(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は(iii) 社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、社外取締役又は社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 独立委員会の委員に事故等の不測の事態により欠員が生じた場合には、上記 2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たに委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残存期間とする。
5. 独立委員会は、当社取締役会の諮問を受けた場合、当該諮問の内容に応じて、以下の各号に記載される事項について決議し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権無償割当ての実施、不実施又は株主意思確認手続の実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は本新株予約権の無償割当てについての株主意思確認手続の実施
 - ② 本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
6. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ② 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ③ 買付者等との協議・交渉
 - ④ 当社取締役会に対する代替案その他必要と認める情報・資料等の提出の要求及びこれらの検討

- ⑤ 取締役会検討期間の延長の決定
 - ⑥ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑦ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑧ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
 - ⑨ 上記①から⑧までについての当社取締役会を通じた情報開示
7. 独立委員会は、買付者等から当社取締役会に対して提出された買付説明書その他の情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対して追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
8. 独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、買付者等と協議・交渉を行うものとする。
9. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
10. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
11. 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
12. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の 3 名により構成される予定です。

木下啓史郎氏

【略 歴】

昭和 23 年 11 月 6 日生	
昭和 46 年 7 月	株式会社日本興業銀行入行
平成 13 年 6 月	同執行役員中国委員会委員長
同 14 年 4 月	株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員
同 14 年 6 月	同理事
同 14 年 10 月	株式会社損害保険ジャパン理事
同 15 年 4 月	同執行役員
同 16 年 4 月	同常務執行役員アジア・中国委員会委員長
同 19 年 4 月	同取締役専務執行役員
同 21 年 4 月	同取締役
同 21 年 6 月	当社社外監査役
同 25 年 6 月	当社社外取締役（現）

春木 二生氏

【略 歴】

昭和 21 年 7 月 27 日生	
昭和 44 年 4 月	日本合成ゴム株式会社（現 JSR 株式会社）入社
平成 3 年 6 月	同経理財務部長
同 10 年 6 月	同取締役経理財務部長
同 14 年 6 月	同常務取締役
同 19 年 6 月	同専務取締役
同 23 年 6 月	同顧問
同 24 年 6 月	同顧問退職
同 25 年 6 月	当社社外取締役（現）

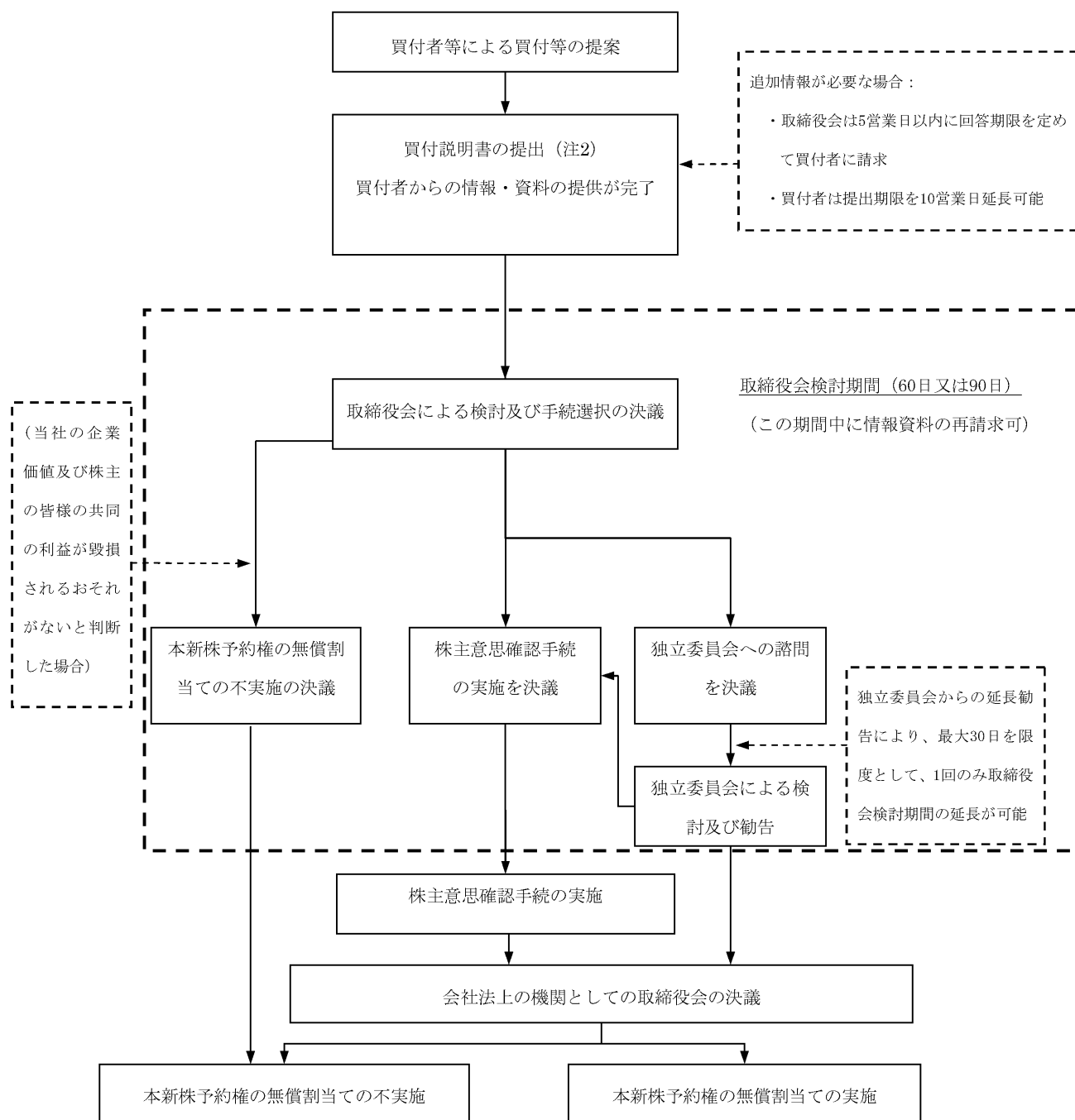
佐原 和正氏

【略 歴】

昭和 26 年 1 月 4 日生	
昭和 51 年 7 月	監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所
平成 11 年 5 月	太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）
	代表社員就任
同 22 年 6 月	新日本有限責任監査法人退社
同 23 年 6 月	当社社外監査役（現）

※当社は、上記の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

フローチャート（注1）



（注1） 本フローチャートは本プランの概要を説明するものであるため、本プランの詳細については必ず本文をご参照ください。

（注2） 買付者等が買付説明書を提出せずに買付等を開始した場合等、本プランに定められた手続を遵守せずに買付等を開始した場合において、引き続き買付説明書の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、取締役会検討期間を設定せずに、適宜期限を定めた上で、本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問します。